

○農林水産省告示第千六百九号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第二に基づき、平成六年十月二十五日農林水産省告示第千四百四十七号（オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定

める件）の一部を次のように改正し、平成十一年十二月十七日から施行する。
平成十一年十二月十七日
農林水産大臣 玉沢徳一郎
一 中「ケンジントン種」を「アールニー種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びバルマー種」に改める。